

## 平成27年度第2回三鷹市都市計画審議会

平成27年12月11日

**【司会（村部都市計画係長）】** 定刻前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから平成27年度第2回三鷹市都市計画審議会を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます都市計画係長の村部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに席上配付資料のご確認をお願いいたします。委員の皆様の席上には、お手元左手側に会議次第、日程、委員名簿、席次表、傍聴者リスト、諮問文の写し、また席上配付資料として右手側に、1番目に生産緑地説明資料、2番目に三鷹市土地利用総合計画2022第1次改定素案、3番目に三鷹市緑と水の基本計画2022第1次改定素案、4番目に三鷹駅前地区再開発基本計画平成17年度改定一部抜粋をお配りしておりますのでご確認ください。よろしいでしょうか。

それではこれより審議に入らせていただきますが、会議に先立ちまして委員の出席状況についてご報告を申し上げます。事前に金井会長、野澤委員、酒井委員、小林委員、上原委員、野村友香委員より欠席との連絡をいただいております。したがって、17人の委員のうち、今のところ11人の委員にご出席をいただいております。委員の過半数が出席し、定足数に達しておりますので、本審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日の審議会に対しまして、お手元に配付しております傍聴者リストのとおり、2名の方より傍聴の申し込みがございました。ただいまのところ2名のうち1名がいらっしゃっているということでございます。傍聴人の決定は、三鷹市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱第6条により、会長が決定することとなっております。

審議会の進行についてですが、本日は会長が欠席なさっておりますので、本審議会条例第5条第3項の規定により、会長職務代理である石井職務代理者に議長をお願いしたいと思います。

それでは石井職務代理者、よろしくお願いいたします。

**【石井職務代理者】** それでは、本日の委員会の会議を開会し、先ほど報告のありました傍聴希望者2名について、まだ1名は着いていないということですので1名について、

傍聴人と決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【石井職務代理者】** ご異議なしと認めまして、傍聴人の入場を認めます。

ここで一旦審議会を休憩いたします。

(傍聴人入場)

**【石井職務代理者】** それでは審議会を再開いたします。議事日程に入る前にご挨拶を申し上げます。

どうも皆さん、こんばんは。冒頭、事務局より申し上げましたように、金井会長は急用がございますので欠席というご連絡をいただいております。したがって、職務代理者であります私のほうで議事を進行させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

12月もきょうは11日ということで、あと20日ということになりました。街のあちらこちらではクリスマスツリーもぼちぼち見えてまいりましたので、季節感を感じるようなところかなと思います。

また、昨日はエル・ニーニョの影響でしょうか、西日本では大雨、そしてきょうも三鷹市近辺は朝から大雨となり、また晴れる。東京都内では24度以上になったということでございます。大変に気候も変わってきておりますので、皆様におかれましては、健康には十分留意されますようお願いいたします。

さて、きょうの諮問は1件と、まちづくりに重要な報告が4件ございますので、皆様からしっかりとご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、初めに会議記録署名委員を定めます。本件は、本審議会条例施行規則第10条第2項の規定に基づき議長が指名します。野村羊子委員にお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、市長よりご挨拶をお願いいたします。

**【清原市長】** 皆様、こんばんは。本日は大変ご多用の中、しかもこの12月は市議会の開会中でもあり、都議会の開会中でもあり、一般の委員の皆様におかれましても歳末の大変ご多用の中、ご出席いただきまして心から感謝を申し上げます。

本日は金井会長が急用ということで、会長職務代理者であります石井委員、どうぞくれぐれもよろしくお願ひいたします。

さて、本日は、後ほど諮問事項を1件させていただきます。また報告事項といたしまし

ても、三鷹市第4次基本計画第1次改定に伴う個別計画の改定について初め、多くの報告を用意させていただいております。どうぞよろしくお願いいいたします。

さて、第4次三鷹市基本計画の第1次改定に当たりましては、幅広い市民の皆様の意見を反映したいと考えまして、7つのコミュニティ住区ごとのまちづくり懇談会、また無作為抽出の市民の皆様にお願いいいたしました三鷹まちづくりディスカッション、また広報みたか特集号に含めましたアンケートにお答えいただくこと、さらにはスマートフォンにアプリケーションを落としていただきまして「さんぽキ」という三鷹市において魅力的な場所などを私たちに送っていただく取り組みについても進めてまいりました。これは、1万8,822件の写真と2,037件のご意見等をいただく取り組みとなりました。

また、商工まつり、農業祭を初め、イベントではシール投票方式で三鷹市の施策に関して市民の皆様からご意見をいただきました。これらのご意見につきましては、第4次基本計画の第1次改定に反映いたしますとともに、本日ご報告をさせていただきます個別計画にもできる限り反映をしていきたいと考えております。

私たちは計画行政を進めているわけですが、何よりも大切なのは、その計画を具体化し、実現し、推進をしていくことでございます。引き続き市民の皆様、大学研究機関、産業界、そして三鷹市を含む公共機関が連携を強めて協働を進めていくことなくして、これらの計画の実現はないと思っております。

本日は限られた時間でございますが、諮問1件と報告事項につきまして、出席の委員の皆様どうぞ建設的なご提案をいただきますよう、心からお願いを申し上げまして挨拶いたします。皆様、どうぞよろしくお願いいいたします。

**【石井職務代理者】**      ありがとうございました。

それでは、これより議事日程に入ります。本日の議事は、諮問事項1件、報告事項4件となっております。日程はお手元に配付したとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいいたします。

初めに諮問をお受けいたします。では市長、お願いいいたします。ここで休憩いたします。

( 休 憩 )

**【清原市長】**      それでは諮問文を朗読させていただきます。

27三都ま第778号。平成27年12月11日。

三鷹市都市計画審議会会長 金井富雄様。三鷹市長 清原慶子。

三鷹都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）。

三鷹市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めます。

記。平成27年度諮問第1号 三鷹都市計画生産緑地地区の変更について。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

**【石井職務代理者】** ただいま諮問がありました。日程第1、諮問第1号、三鷹都市計画生産緑地地区の変更について。本件を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

清原市長。

**【清原市長】** 諮問第1号、三鷹都市計画生産緑地地区の変更についての提案理由をご説明いたします。

三鷹市が目指す、緑と水の公園都市づくりにおいて、農地は都市の中の緑の保全、オープンスペースの確保のためにも重要であり、これまでも積極的に農地の保全等に努めてきたところでございます。

生産緑地制度は、農地の保全のほか、公共施設等の用地の確保も目的としております。今回は生産緑地全体で2.42ヘクタール、件数としては23件の減少となりますが、その約3割は公園や保育園、あるいは東京外郭環状道路の事業用地等に転用されるなど、生産緑地法の趣旨の1つである公共施設への活用となったものでございます。

また、今年は新規に4件の追加指定がございましたが、その合計面積は0.292ヘクタールになりました。さらに東京外郭環状道路の代替農地として、生産緑地を追加指定するものが1件ございます。周辺の都市計画道路の用地につきましても、代替農地を確保できた箇所があり、農家の方はもちろん、JA東京むさしの皆様や国土交通省、東京外郭環状国道事務所と連携し対応してきた成果であると考えております。今後も同様の取り組みを拡充していくつもりでございます。

この結果、現在の指定面積143.53ヘクタールを、141.11ヘクタールに変更するものでございます。本件に係る都市計画変更は三鷹市決定となりますので、本日の都市計画審議会の議を経て、三鷹市において決定することになります。

なお、代替農地を希望しなかった農業者の方につきましても、高齢化や後継者の問題等、それぞれのご事情によるものと推察いたしまして、それぞれの方がやむなく農地を手放すという意向が反映されたものと考えております。三鷹市といたしましては、東京外郭環状道路の事業用地に転用された部分につきましても、今後、市民意見を反映した、公園的な

土地利用や体験農園ができる土地利用などを誘導いたしまして、減少した緑の空間の復元に最大限努めていきたいと考えております。

詳細の内容につきましては事務局より補足説明いたさせますので、どうぞよろしく願いいたします。

**【石井職務代理者】** 市長の提案理由の説明が終わりました。事務局より補足説明をお願いします。

若林都市整備部長。

**【若林都市整備部長】** 私のほうから補足説明をさせていただきます。三鷹都市計画生産緑地地区の変更につきまして、資料に従いましてご説明いたします。

まず資料1の1ページをごらんください。現在、三鷹市の生産緑地地区は約143.53ヘクタールでございます。これを、「第1 種類及び面積」にお示ししたとおり、約141.11ヘクタールに変更することについて諮問させていただきます。

「第2 削除のみを行う位置及び区域」として、今回削除する23カ所の一覧表をお示ししております。このうち13件、約1.928ヘクタールは買い取り申し出により生産緑地地区としての行為の制限が解除されたもので、住宅などになっております。また、生産緑地法第8条第4項の通知により削除となり、公共施設として有効活用された区域は10件、約0.783ヘクタールであります。この10件につきましては、本日、内容をご理解いただきやすくするために、席上配付の資料として、資料1でございますが、生産緑地説明資料を用意してございますので、そちらをご覧ください。

席上配付資料1の1ページをごらんください。三鷹市全体の生産緑地地図上に、公共施設となる区域が示されたものでございます。公共施設用地となる箇所につきましては、説明の吹き出し枠をグレーにしております。

2ページをごらんください。2ページ目につきましては外環用地につきまして説明の吹き出し枠を青にしております。また、いずれのページでもございますが、道路用地の代替地につきまして矢印と説明の吹き出し枠をオレンジ色で示しております。説明の吹き出し部分に生産緑地地区の番号と公共施設の名称、また資料1の6ページ以降にあります都市計画図の右肩の図面番号と、計画図にございます記載のページ数を示しております。

席上配付の1ページにお戻りください。図の左側のほうから順次説明してまいります。No.121は0.062ヘクタールが三鷹都市計画公園事業第9・4・1号野川公園用の用地になりました。No.163は0.080ヘクタールで、民設民営の認可保育園となり

ました。またNo.170は0.098ヘクタールが三鷹都市計画道路3・4・13号用地となりました。昨年買い取り申し出があったNo.175の一部を代替地とすることができております。

その下の点線で囲んである部分の東京外郭環状道路用地につきましては2ページ目をごらんください。外郭環状道路用地全体としては5件、約0.329ヘクタールが公共施設となりました。青枠の番号のNo.239、No.243、No.295、No.297の4カ所については代替地の希望がありませんでしたが、中央のNo.287については矢印の先、No.351に代替地を充てることができました。

外環周辺の都市計画道路である三鷹都市計画道路3・4・12号につきましては2件、約0.214ヘクタールが用地となりましたが、図面の上部中央にありますNo.210、中ほどより左寄りにありますNo.292は、ともに矢印の先のとおり代替地を充てることができました。

資料1のほうにお戻りください。資料1の2ページをごらんください。「第3 追加のみを行う位置及び区域」として、今回追加する箇所をお示ししております。

現在指定されている生産緑地地区の追加はNo.9、No.46、No.207の3カ所でございます。また、新規の指定区域としてNo.390の1カ所で、合わせて4カ所、約0.292ヘクタールを示しております。うち1カ所は外環用地の代替とするために追加指定をしております。先ほどの席上配付資料の2ページをごらんください。上部にありますNo.207がこれに該当いたします。

それでは資料1の3ページをごらんください。新旧対照表になっております。

全体の件数は表の一番下にお示したとおり307件が306件となりました。面積は約2.42ヘクタール減少いたします。削除を行う区域23件のうち、地区全部が削除となるものは、摘要欄に記載がありますNo.33、No.121、No.184、No.237、No.266、No.295の6件です。追加のみを行う区域4件のうち、地区番号が追加になるのはNo.390の1件ですが、一覧で指定されていた区域の一部が削除となったことにより地区番号が追加となる区域は、摘要欄に記載がありますNo.388、No.389、No.391、No.392の4件でございます。

資料1の4ページをごらんください。追加・削除の理由につきまして、都市計画の案の理由書をお示ししております。

資料1の5ページをごらんください。それぞれの地区の事由につきまして、変更に至っ

た事由の一覧がございます。あわせて資料1の6ページ以降の計画図のページ数と図面番号も記載してございますので、後ほどごらんください。

以上が三鷹都市計画生産緑地地区の変更についての概要であります。今回の削除を行う区域につきましては、現況確認を事前に行っております。

なお、都市計画法第17条の規定に基づき、11月10日から11月25日までの2週間、案の縦覧を行いました。市民及び利害関係者の方からの意見の提出はありませんでした。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**【石井職務代理者】** ありがとうございます。

説明が終わりました。これより質疑とあわせて答弁をお願いいたします。質疑等があればご発言をお願いいたします。

野村委員。

**【野村（羊）委員】** それでは幾つか確認をさせてください。1つは、No.121、野川公園の中にある生産緑地ということですが、これはもう既に公園として活用されている場所が生産緑地としての指定が残っていたという、それを今回変えたという理解でよろしいのでしょうか。そのような形で公園の範囲であっても生産緑地として指定されているところというのは、他にもまだあるのでしょうかという確認をしたいと思います。

それともう1つ、外環のほうですが、いろいろ代替地ができてということは本当に、担当の皆さんのご努力の結果ということで、それはそれだと思いますが、これで全体として外環にかかわる生産緑地としては、過去何年間もずっとこれはやってきましたが、最終的にこれで何平方メートル、どれだけの面積が生産緑地から外環道路用地になったのかということが、もしわかれば。そこから代替用地を差し引いて結局どうなったかみたいなことを、たしか去年かおとしにまとめた数値を一度お示しいただいたことがあるのですが、今回のこれでさらにそういうことがどう動いたのか、もしわかれば教えていただければと思います。

そしてもう1つ、この都市計画道路3・4・12の路線上にはまだまだ生産緑地があって、これは本当に今後、代替地を確保しながら変えていくことができるのか、それともこれはかなりの面積の生産緑地が消失してしまうことになるのか、その辺の方向性がもしわかれば教えてください。お願いします。

**【石井職務代理者】** 小出課長。

**【小出まちづくり推進課長】** まちづくり推進課長の小出です。よろしくお願いいたしますします。

最初に、外環の全体の面積の関係からご説明させていただきます。生産緑地を外環本線で用地買収させていただく面積といたしましては4.8ヘクタールほどでございます。そのうち約3.9ヘクタールは、既に国のほうで取得しているところでございます。残りとしたしましては8,900平方メートル、約0.9ヘクタールでございます。

そのうち代替地が確保できている部分でございますが、こちらは約9,300平方メートル、こちらはもう確保できているところでございます。残りの約8,900平方メートルのうち、納税猶予の部分の面積が5,000平方メートル近くございますので、そういったところについては代替地をご希望されておりますので、今後の予定といたしましては、5,000平方メートルをしっかりと代替地を確保していこうということで、今、取り組んでいるところでございます。

それと、野川公園の関係でございますが、こちらについては東京都の事業で、東京都のほうで用地を取得して、公共事業で生産緑地を取得いたしましたので、生産緑地法の8条第4項の手续に沿って、市のほうに取得の連絡があったものでございます。

引き続き、生産緑地は今、減少しておりますが、都市計画道路事業、外環道路事業、全てJAさんや事業者と連携しながら、少しでも確保できるように日々取り組んでいるところでございます。

**【石井職務代理者】** 田中課長。

**【田中緑と公園課長】** 緑と公園課長の田中でございます。野川公園内の件で、もともとどうであったかというところでご質問がありましたが、もともとお花をつくっている生産緑地ということであったものを、今回、公園として整備を行ったものでございます。

以上です。

**【石井職務代理者】** 野村委員。

**【野村（羊）委員】** まず、公園の中にそのような生産をし続けた緑地としてそこにあった。それを東京都が買収して公園用地として転用していくということですね。わかりました。公園の中の用地として、さらにそのような緑創出のための用地として使われ続けるということであればいいなと思いますが、それは東京都さんの事業なので感想だけで。

外環のほうですが、あと5,000平方メートルを何とか確保しなくてはというお話でした。それでも全体としては3分の1確保できるのかどうかというところで、本当に緑豊かな

な北野で今、工事が始まって、だんだん、本当に様変わりしている状況ですが、それは本当に見ると心が痛む光景だなといつも思っています。

そういう意味で、これについて本当に容認していいのかと常に常に思いながらですが、事業進捗と、そのご本人の農業をしている人たちの思いを思えばやむをえないかなと思いつつ、やはり今もう本当は必要ないはずの道路のために緑が奪われる、生産緑地が奪われるということについては、私はやはり気持ちとしては容認できない思いがあるということはお話しておきたいと思えます。どうもありがとうございます。

**【石井職務代理者】** 次に質疑はございますか。

栗原委員。

**【栗原委員】** よろしくお願ひします。外郭環状線道路計画の中に含まれている生産緑地の全部削除で、代替地を求めなかった方というのはどういう理由なのか。かなり大きな面積の部分があるかと思うのですが、それを確認しておきたいのですが。わかるところで。

**【石井職務代理者】** 小出課長。

**【小出まちづくり推進課長】** まちづくり推進課長の小出です。個々のご事情につきましては、私どものほうで一つ一つ確認しているところではございません。それぞれの事情があつて、代替地をお求めになっていたのだけれど適切なものがなかなか、なかったりというケースもございますので、これにつきましてはそれぞれのご家庭のご都合ということで、こちらでの答弁のほうは控えさせていただきます。

**【石井職務代理者】** 栗原委員。

**【栗原委員】** 北野ジャンクションのある場所の農地、かなり、ジャンクションの予定地になったことによって全てが奪われるということではなくて、ほかにも自分の農地を持っている方が多いと思うのですが、それに見合った土地がなかなか、規模的にも確保できないというのが理由ではないかと。求めている方の場合、かなりその農地の面積が大きい点が散見できると思えます。やはり外郭環状線道路計画、公共工事の、農地が多い北野地域に対して影響をかなりあらわしていると実感します。農地を確保していくのは重要な施策なので、今後の、中央ジャンクションだけではなく、都市計画道路の予定地にかかっている農地もかなり含まれていますので、しっかりとした対策をしなくてはならないと思うのですが、実際に確保することがなかなか困難ではないかと思えますが、協力している中での見通しはどのような状況か確認しておきたいと思えます。

**【石井職務代理者】** 田口調整担当部長。

**【田口調整担当部長】** 今後の見通しということでございますが、今回の都市計画道路 3・4・1 2号線で、2カ所代替地を確保できました。これは都計道にかかっている農業従事者の方が引き続き代替地を求めるというのが、まず第一にあって、その受け皿になる代替地が近くにあったということです。これは相続等のタイミングもありますので、なかなかそのタイミングをはかるのは難しいというところもありますが、先ほど担当課長が申しあげましたように、三鷹市も当然ですが、JA、あるいは国道事務所のほうも、そういった意向を聞きながら、なるべくうまくタイミングを合わせて、ご希望に沿えるように進めていきました。先ほど全体の説明の中でも4.8ヘクタールのうち、見通しを含めて1.4ヘクタールが代替農地ということで、約3割近くを確保できる可能性があります。これでいいということで我々も考えているわけではありませんが、平成20年代前半に意向調査をしたときにも、4割ぐらいの方は代替地を求めていきたいという意向がありましたので、それに近い数字に近づいていると思っております。今後もさらに努力していきたいと考えております。

**【石井職務代理者】** 栗原委員。

**【栗原委員】** 都市計画道路ですが、その計画自体が、地域の現状に合った形で必要な道路をつくるという立場から生まれたものではないということが、現時点で必要になっている農地を喪失する原因になっているという点でも、この計画の無計画性というのがあらわれていると思います。この道路計画を進めていく立場であれば、最大限の農地の確保というのを、生産緑地の確保という点をしっかりと求めていっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**【石井職務代理者】** ほかにございますか。どうですか、一般公募の方、いかがですか。質問等はいいいですか。他の方もいいですか。

それでは、他に質疑がないようでございますので、これで質疑を打ち切りたいと思います。

これより採決いたします。日程第1、諮問第1号、三鷹都市計画生産緑地地区の変更については、異議なしとして答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**【石井職務代理者】** ご異議なしと認め、日程第1、諮問第1号については異議なしとして答申することに決定いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

休憩いたします。

( 休 憩 )

**【石井職務代理者】** 27三都審収第1号。平成27年12月11日。

三鷹市長 清原慶子様。三鷹市都市計画審議会会長 金井富雄。

三鷹都市計画生産緑地地区の変更について（答申）。

平成27年12月11日付 27三都ま第778号で諮問があった表記の件について、当審議会の意見は下記のとおりです。

記。審議結果。諮問第1号、三鷹都市計画生産緑地地区の変更については、諮問どおり異議ありません。

以上です。

**【清原市長】** どうもありがとうございます。

**【石井職務代理者】** それでは再開いたします。

ここで、市長が公務で退席をしたいということでございますので、そのようにいたしましたと思います。

**【清原市長】** それでは、残る報告事項につきましても、どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

**【石井職務代理者】** それでは、引き続きまして、これより報告事項に入ります。

日程第2、第4次三鷹市基本計画第1次改定に伴う個別計画の改定について（三鷹市土地利用総合計画2022第1次改定素案、三鷹市緑と水の基本計画2022第1次改定素案、三鷹駅前地区再開発基本計画（改定）の見直し方針）の報告を受けます。

事務局より説明をお願いいたします。小出まちづくり推進課長。

**【小出まちづくり推進課長】** まちづくり推進課長の小出です。それでは、第4次三鷹市基本計画第1次改定に伴う個別計画の改定につきまして、資料2のほうでご説明いたします。

資料2をごらんください。第4次基本計画第1次改定にあわせて、各個別計画の改定を行います。本日は改定する三鷹市土地利用総合計画2022と、三鷹市緑と水の基本計画2022の素案、また三鷹駅前地区再開発基本計画（改定）の見直し方針についてご報告いたします。

最初に、三鷹市土地利用総合計画2022第1次改定素案について、資料2-1の第1次改定素案の主なポイントのほうでご説明いたします。

土地利用総合計画2022第1次改定素案の本冊につきましては、席上配付資料2とな

りますので、そちらを後ほどご確認ください。

それでは、資料2-1、1ページをごらんください。

「1 改定の目的」です。今回の第1次改定は、第4次三鷹市基本計画の第1次改定にあわせて修正するもので、各個別計画との整合を図り、協働のまちづくりの実効性、実現性を高めることを目的とするものです。

目標とする都市像、都市整備の骨格（軸）、都市整備の拠点（面）、まちづくりのゾーニング等は、現計画の趣旨を継承するものでございます。

「2 都市づくりの骨格（軸）」でございます。前回の都市計画審議会でご説明いたしましたとおり、大きな変更点はございません。

2ページをごらんください。「都市づくりの拠点（面）」についてです。こちらは2点の変更を行います。

1点目です。活性化の拠点における④東八道路東部エリアに東京外郭環状道路、インターチェンジに関する記述を追加いたしました。括弧内は席上配付資料2の素案本冊に記載されておりますページとなります。後ほどご確認くださいと思います。

2点目です。文化、教育、健康の拠点において、⑧杏林大学下連雀エリアを追加しました。周辺環境と調和したまちづくりが行われており、今後は包括的な地域連携も強化しながら、土地利用の誘導を図っていきます。

3ページをごらんください。「4 まちづくりのゾーニング」についてです。こちらは3点の変更を行います。

1点目です。杏林大学下連雀エリアにつきましては、キャンパス開設に伴いまして、「研究・学園開放ゾーン」に変更するものです。

2点目です。新川市営住宅跡地につきましては、住宅の立地に伴いまして「住環境保全ゾーン」に変更するものです。

3点目です。環境センターにつきましては、今後跡地の利活用が想定されますので、「都市再生ゾーン」に変更するものです。

「5 今後のスケジュール（予定）」です。基本計画第1次改定素案のパブリックコメントにあわせて、平成28年1月にパブリックコメントを行う予定です。本審議会を初め、市民の皆様のご意見をお伺いしながら、年度内改定に向けて取り組んでいきます。

資料2-1の説明は以上です。

**【石井職務代理者】** 田中課長。

**【田中緑と公園課長】** 緑と公園課長の田中でございます。私のほうからは三鷹市緑と水の基本計画2022の改定素案について説明させていただきます。資料2-2及び席上配付資料3を用いて説明をさせていただきます。

まず資料2-2、1ページをごらんください。

「1 計画の概要」です。本計画は、緑豊かに快適な都市づくりを進めるため、緑地の確保、都市の緑化、公園緑地の面積の目標量を定めること、実現に向けた保全、整備と推進に関する事項を定め、諸施策を総合的・計画的に推進するための指針として定めるものです。

「2 計画改定の目的」です。緑と水の基本計画2022第1次改定の目的は、今年度実施しています第4次三鷹市基本計画、三鷹市土地利用総合計画2022第1次改定などの改定に合わせ、さらなる取り組みや方向性を加え、市の将来像である緑と水の公園都市の実現に向けて、本計画がより実効性を高めた計画となるように改定するものです。

「3 改定のポイント」です。大きく4点の変更点がございます。

まず1点目、東京外郭環状道路事業に伴う北野の里（仮称）についてです。北野の里（仮称）について、北野の里（仮称）まちづくり方針（案）などと整合を図りながら、北野の持つ緑と農のある風景という地域特性を生かした整備などについて、より具体的な位置づけを行います。

席上配付資料3、22ページをお開きください。（3）に記載されております。なお、変更点については赤字で記載されてございます。東京外郭環状道路中央ジャンクション（仮称）ふたがけ上部空間及び周辺地域を含む北野の里（仮称）の整備方針の決定については、今後、市民の皆様のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えてございます。

資料2-2、2ページにお戻りください。（2）緑と水の連続空間についてです。新川防災公園多機能複合施設（仮称）整備事業を踏まえ、拠点として位置づけを行った新川防災公園（仮称）エリアより、丸池の里から新川天神山青少年広場を経て仙川下流域まで続く連続した大きな緑と水のつながりを、緑と水の連続空間として示しております。

席上配付資料3、先ほどの22ページ、同様のところをお開きください。（4）に記載をさせていただいております。新川防災公園（仮称）エリアについては、市民センター、現在整備中の新川防災公園（仮称）、さらに西側の農業公園、仙川に沿って下流にございます仙川公園がエリアの範囲になります。さらに、仙川下流の新川天神山青少年広場について、将来的な公有地化を見据えて追加記載をさせていただいているところでございます。

資料2-2、2ページにお戻りください。(3) 農地・屋敷林等の保全と活用についてです。本計画から1年後に策定された三鷹市景観づくり計画2022に基づく農のある風景保全地区の指定などにより、景観との連携を密接なものとして、農地等の確保に努めるとともに、平成26年12月に策定した三鷹市農地の保全に向けた基本方針に基づき、屋敷林や農地等の保全を推進します。

席上配付資料3、23ページをお開きください。5に記載をさせていただいているところでございます。

資料2-2、2ページにお戻りください。(4) 民有地の緑化の推進についてです。地域コミュニティの創生を図りながら、町会・自治会単位の面的な緑化を推進します。ワークショップなどにより、地域と意識の共有化を図り、市民、事業者と協働による、道路に面した民有地の緑化に取り組みます。

席上配付資料3、45ページをお開きください。(3)に記載をさせていただいております。今年度から3年かけ、モデル事業として取り組んでいます。この事業は東京都公園協会の助成を受けて進めているもので、この間に研究を進め、4年後に市独自の制度化を目指しているところでございます。

資料2-2、2ページにお戻りください。「4 今後の流れ」についてです。昨日、まちづくり環境委員会に素案の報告をさせていただきますとともに、来年1月に素案に対するパブリックコメントを実施し、それを受けて2月に案を作成し、3月にまちづくり環境委員会、都市計画審議会に報告後、環境保全審議会へ諮問し確定する予定です。

説明については以上です。

**【石井職務代理者】** ありがとうございます。

続きまして、小出まちづくり推進課長。

**【小出まちづくり推進課長】** まちづくり推進課長の小出です。それでは資料2-3、三鷹駅前地区再開発基本計画の改定の見直しについて、資料2-3のほうでご説明いたします。

1ページをごらんください。「1 改定の目的」です。三鷹駅前地区再開発基本計画は、平成17年度に改定後、10年が経過いたしました。その間に社会情勢が変化し、三鷹駅前地区における商業環境は厳しい状況にあります。こうした状況下において、再開発事業の取り組みが進んでおりますので、再開発事業をきっかけとして、市民のまちづくりに対する意識の醸成と、道路空間の整備などにより回遊性とにぎわいを演出し、三鷹駅前地区

のさらなる活性化を図るため、再開発基本計画を改定するものです。

3ページをごらんください。「3 改定の基本方針」です。

(1) 基本的な考え方です。今回の改定では、都市の危機管理、都市の活性化、良好な市街地の形成、まちの個性の創出、環境に配慮したまちづくりの視点を掲げ、5つの基本的な視点で歩行者等の回遊性やにぎわいの創出、景観づくりの誘導などにより総合的なまちづくりを進めていきます。下線の部分が新たに追加した視点となります。

6ページをごらんください。(2) 改定時期、(3) 改定スケジュールについてです。

改定時期は、第4次基本計画の第1次改定を踏まえ、平成28年度といたします。今後のスケジュールですが、平成28年3月に素案を策定し、4月にパブリックコメントを行う予定です。関係団体や周辺住民等のご意見をお伺いしながら、6月の改定を目指して取り組んでいきます。

7ページをごらんください。「4 重点事業の方向性」です。

(1) まちの将来像についてです。南北の各通りを東西動線や滞留空間となる広場等により結びつけることで回遊性の向上を図り、エリア全体として一体的な買い物空間を形成することでにぎわいの創出を図っていく考えです。

8ページをごらんください。(2) 重点事業の設定です。中央通りモール化整備事業と区域内幹線道路第2期整備事業の2つの重点事業については、求められる機能と役割を見直しました。中央通りモール化整備事業及び区域内幹線道路第2期整備事業の概要につきましては、席上配付資料4の三鷹駅前地区再開発基本計画に記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

ア 中央通り買い物空間整備事業です。モール化区間としておりました約350メートルについては、中央通り買い物空間整備事業として、魅力ある買い物空間を創出いたします。三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業と連携して取り組むことにより、幹線道路としての機能は生かしたまま、誰もが安心して買い物や移動ができる歩行空間を確保いたします。三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業により創出される歩行空間や、壁面後退によるオープンスペースを生かし、一部モデル区間として快適な買い物空間の確保及び回遊性の向上を図るよう整備を進めていきます。

イ 回遊性を生む道路環境整備事業です。駅前地区の再開発に伴い発生する交通については、周辺道路ネットワークによる適切な誘導により円滑な処理を図ることといたします。区域内幹線道路第2期整備は行わず、新たに既存の道路を生かした回遊性を生む道路環境

整備事業を進めることで、安全な歩行空間の確保とネットワーク化の推進を図ります。

10ページをごらんください。(3) 整備の基本的方向についてです。5つの重点事業の事業期間、整備の基本的な考え方についてです。

①三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業です。商業の核となるテナントなどの誘致により、市内外からの集客を図り、広場空間を整備することにより、にぎわいの創出と市の玄関口にふさわしい中心市街地の形成を目指します。

11ページをごらんください。②中央通り買い物空間整備事業です。本事業の推進に当たっては、荷さばき車両の停車スペースや買い物駐輪場の確保を図るため、地元の理解と協力を得ながら整備手法を検討していきます。

12ページをごらんください。③駐輪場・駐車場整備事業です。

ア 駐輪場の整備では、駐輪場整備基本方針に基づき、将来にわたって安定的な運用が可能となるよう、再開発事業などにより駐輪場の確保を図ることといたしました。

イ 駐車場の整備では、駐車場需要を生む事業者が条例等に基づき整備することを基本といたします。再開発事業に当たっては、共同荷さばき駐車場の確保を図るとともに、買い物客等の利用実態を踏まえ、駐車場の確保を検討いたします。

13ページをごらんください。④回遊性を生む道路環境整備事業です。路面の基盤整備だけでなく、商店街路灯の改修や看板、ファサードの整備などにより、市民と協働で活力ある商業空間の演出と、良好な景観形成を誘導し、にぎわいと回遊性のある商業地の構築を目指します。

14ページをごらんください。⑤三鷹駅南口西側中央地区再開発事業共同ビル建設支援事業です。民間の再開発事業ですが、敷地外周に歩道状空地が整備される計画となっております。駅前デッキに直結するエスカレーターが整備される予定です。市の玄関口にふさわしい顔づくりに向けて支援を行っていきます。

資料2-3の説明は以上です。

**【石井職務代理者】** 説明が終わりました。これより質疑にあわせてご意見等がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

野村委員。

**【野村(羊)委員】** 幾つか質問させていただきたいと思います。今回、土地利用総合計画2022ですが、この後、用途地域があるので、そっちの話もちょっと確認したいことがあります。非常に大事な話をまず1つ。この、まちづくりゾーニングの市全体のイ

ラストなのですが、文化の拠点整備ゾーンと広域産業整備ゾーンというものの色が、見分けが私にはつかなくて。画面上だと色が違うのだと思うのですが、こうやってプリントアウトすると同じような色合いに見えてしまっていてわかりにくいかなというのがあります。また、沿道商業整備ゾーンと市民センター整備ゾーンの区分けももう少し明確にさせていただけるとわかりやすいなと思います。そこは本当に技術的な、単純な話なのでご検討いただければと思います。

1つは、東八道路東部エリア、放射5号線と外環のインターチェンジということで、この計画期間中に道路整備がされていってしまって、ここの用途地域なり地区計画なりを変更せざるを得ないようなこととして捉えているのかどうかということを確認したいと思います。

それともう1つ、本編の54ページのほうで、都市計画道路の整備というのを目標値として整備をきちっとしていくんだということがありますが、これも別の話ではありますが、40年、50年前に計画された都市計画道路を全部整備するということが本当にいいのかどうかというのは、全体的な見直しの中であるので、都市計画道路の整備率という形で目標値を挙げていますが、本当に今整備しなくてはいけない道路と、今はもういいんじゃないかという道路と、もちろん優先順位の高いところからやっていますが、この区分けというか、もうちょっと東京都のほうで、しっかりとこれは要らない、計画廃止、みたいなことをしていただけるといいなと思うようなところがたくさんあります。23区のほうでは都市計画道路をつくることによって商店街が分断されたり、公園がなくなってしまうとか、山を潰されるんじゃないかみたいな話が幾つも出ていて、本当に50年前にこれを計画した時と、今は全然違ってきているものが山ほどあって、三鷹の中でもそういう見直しはもちろん、三鷹の意見として言っていると思いますが、ここに整備率として挙げる、整備することがいいのだという発想というのは、そろそろ転換してもいいのではないかと思うのですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

**【石井職務代理者】** 小出課長。

**【小出まちづくり推進課長】** まちづくり推進課長の小出です。3点大きくご意見をいただきました。

1点目のまちづくりのゾーニングの色分けにつきましては、確かに委員おっしゃるとおり、いろいろな色を使っているのでもわかりにくいところがあって、今回、ハッチを入れて、最初の改定前のものよりもわかりやすくは、事務局としてもしているところでございます。

が、似ている色が確かにございますので、もう一段工夫はしてみたいと思います。

それと、これから整備されていく都市計画道路の沿道のまちづくりをどのようにというご質問でございますが、こちらについては資料2-1の2ページの下段の文章のところ、東八道路東部エリアというところの④のところにも記載してございますが、現在、外環のインターチェンジができて、その東側の部分、これは放射5号線に向けて整備している道路でございますが、周辺は住宅地でございますが、まだ農地やいい住宅環境が整っているところがございます。まち歩きをしたときにも、市民の方からも、こういった住環境のまま、こういう街並みが残るといいなというお声もいただいております。

そうした中で、こちらの後段下3行のところにも書いてございますが、沿道の施設整備と周辺の住宅地、農地等が調和した整備が行われるよう、地区計画制度の活用ということで、都市計画道路の沿道ですので、不燃化をするような建物は誘導していきたいと考えております。地域の皆さんのお話を聞きながら、どういった都市計画にしていきたいのか、また検討のほうは進めていきたいと思いますが、ゾーンとしてはこういう、新たに整備される幹線道路沿いでも、こういうまちづくりを今、考えているところがございます。

3点目の都市計画道路の整備率のところでございますが、まちづくりを将来に向けて考えていく中で、目標としてどういう年次にどういう整備を図っていくというものがあって、まちづくりの計画を立てているところがございますので、そういう都市計画の計画として、整備率のほうは記載しているところがございます。

**【石井職務代理者】** 野村委員。

**【野村（羊）委員】** ですから、都市計画道路を全てやる方がいいという目標の設定ではなく、今やらなくてはいけない道は何かとか、その辺の区分けをしながらの目標値設定ということを検討すべきではないかと思っておりますので、そこはご検討いただければと思います。

この東部エリアもそうですが、道路ができると、今言ったように不燃化ということで結局ビルを建てていく。沿道にビルが建っていくということになっていって、やはりまちが変わっていくようになりますよね。だから本当に、今の放射5号線は割と用地買収されてきてという状態ですが、そうではなくて、住宅が連なっているところの家を買収して立ち退かせて拡幅してということになっていくと、またそのコミュニティが変わっていってしまうというようなことがありますので、その辺の道路のつくり方というのを、つくればいいというものではないというのはもちろんわかっていらっしゃると思いますが、そこは

気持ちとして、もうちょっときちっとその辺のことが書かれるといいかなと。目標値って、とにかく目標を上げることがいいみたいになってしまうと、どうなのかなと思います。

もちろん、拡幅を望んでいる道であって、今一生懸命事業化して、本当に用地買収で苦勞なさっているという実態があるのもわかっていますし、それはそれで進めていただくということと、でも、住宅街の中で、道をここにつくる必要が本当にあるのかというような道まで、今、計画としてはあるという事実をしっかりと見て、人々の暮らしを守るような計画であってほしいと思います。

もう1つ、地方分権によって様々な今回の計画を立て、環境保全計画をつくりとか、そういうこともしながら、この用途地域とか都市計画道路の決定とか、地方分権でこちらへおりてくるとか、いろいろなことが変わってきていると思います。

そういう中で、本当に主体性を持って計画を決めていく。上が決めたからとかいうことではなくて、このまちとして必要なものというのをしっかり考えて計画をつくっていく必要があると思います。それについて、本当に地方分権でいろいろなことが来ている、権限委譲がされているということが書かれています。そういう中で、三鷹として本当に、郊外住宅街としての、緑と水のたくさんあるというところをきっちりやってほしいと思います。

それで、緑と水のほうでもう1点確認をしたいのですが、北野の里という話、それから丸池、仙川の緑と水の連続空間という話がありましたが、結局ここは外環道ができるということ、本当に水環境、地下水の環境が守られるのか。

この計画期間中は、実は北野の里はまだできないわけです。外環道の工事期間中なのだから、ずっとここは工事中です。この期間中は、そのことについてどのような対策、対応をしていくのか。それをこの計画の中で、将来的にはできるようにやります、ということではなくて、本当に緑と水の環境を守るための方策ということを考えているのでしょうか、ということを確認したいと思います。

**【石井職務代理者】** 田中課長。

**【田中緑と公園課長】** 緑と公園課長の田中でございます。確かに、北野の里については外環道の整備が進まないと、その蓋がけ上部空間ですので進まないというところはあるのですが、それ以外の、今言った緑と水の連続空間といったところは、多くの緑が残っている地域でもございますので、こちらにもございます、先ほどもご説明したのですが、新川天神山青少年広場、実はここはまだ借地でございますので、こういったところをきっち

りと公有地化することで、この地域の緑を守っていきたいと思います。

あるいは保存樹木・樹林についても、これからも市民の皆様のご協力を得ながら、そういったものも保全をして、緑を守ってまいりたいと考えておりますし、水の関係についても、水再生課も含めまして、浸透施設ですとか公共施設についても、雨水貯留浸透施設なども設置を進めておりますので、こういったことで、そういった環境についても今後も守ってまいりたいと考えているところでございます。

**【石井職務代理者】** 田口調整担当部長。

**【田口調整担当部長】** もう1点に関しまして、外環の工事の部分のお話もありましたので。確かに委員ご指摘のとおり、区域内が工事に入っていきますので、その部分は改変されていく中でございます。ただし、この里というのは外環の区域だけではなく、周辺も含めて一体的なそういった里づくりをしていきたいと考えておりますので、先ほどもお話がありました周辺の農地の代替地、あるいは雑木林とか屋敷林といったものを活用して進めていくということです。なるべくそういった整備計画等を、これから早い段階で立てていきながら進めていきたいと考えています。なおかつ、外環事業については工事が始まりましたからできるだけ早く、周辺に影響が少なく、期間として早く進めていただくように、いろいろな調整をこれからしていきたいと思っております。

**【石井職務代理者】** 野村委員。

**【野村（羊）委員】** 外環は本当に深く地面を掘り下げる、かなり広範囲に掘り下げるという状況です。南北に数百メートルにわたってランプをつくるために掘るということで、地下水の影響はかなり大きく響くのではないかと心配しています。地下水の水の流れが変われば生態系に影響もあると私は心配していますので、特に丸池から仙川にかけての部分とか、外環の予定地の東側のほうに向けて、どのような影響があるのかというのをしっかりと、水量と水質と、地下水についてはちゃんとチェックして、国は地下水保全と言っているけれど、結局それも先行事例を見たらやはりできていない。地下水が下がったままだというようなことがありますので、しっかりとそこは言っていっていただきたいと思いません。

もう1つ、緑と水で、民有地の緑化の推進ということですが、これ、25ページで、ドット状の緑の考え方ということで、いろいろなところに緑をふやす、公園とか大規模緑地だけではなくてというようなこととの絡みで、すごく大事なことだと思います。

ただ、ここで道路に面した民有地の緑化に取り組むって、道路に面したということだけ

に特化しているように見えるのだけれど、民有地全体、庭とかも含めて、ベランダガーデニングも皆さん、ガーデニングフェスタなどで随分いろいろやっつけらっしゃるということもあるし、単に道路に面したということではないと思うのですが、ここだけ言ったのは何かこういうことをしようという具体的な事業のイメージがあつてこれをしっかり言っているのかということと、それ以外の生け垣等々の維持管理についての支援というようなことも、そう言っていくと非常に必要になってくると思うのですが、その辺の考え方についてお願いいたします。

**【石井職務代理者】** 田中課長。

**【田中緑と公園課長】** 緑と公園課長の田中でございます。市民・事業者と協働で取り組む民有地の緑化ですが、ここに書いてある道路に面したというところで、こちらは、ただ単に緑化をするというものではなくて、地域に入りまして、新たなコミュニティの創生なども図りながら、みんなで地域をよくする緑化を進めていきたいと思いますというようなことで、あと景観的なものも、その地域の全体の景観などにも配慮しながら、そういうところをモデルでやることによって、委員がおっしゃったような全体の緑化をどんどん進めていこうというようなことでやる事業でございますので、見え方としては、確かにこの事業は道路に面したところに重点を置いて進めてまいります。それ以外のところでは、家の建てかえなどのときには当然そういったところで、一般の住宅についてもご協力をいただくようなこともしておりますので、特にこれに特化したということではなくて、市としては全体の緑の緑化というところを考えつつ、今回の事業ではこのところを少しクローズアップさせていただいたというようなことでございます。

生け垣の助成については、防災の点からもブロック塀を取って生け垣をつくるという助成があるのですが、なかなか維持管理についてまでの助成というのは今のところございませんが、それについては今後の研究課題とさせていただければと思います。

以上でございます。

**【石井職務代理者】** 野村委員。

**【野村（羊）委員】** ありがとうございます。空き家の話が出たりもするときに、そのおうちの樹木や生け垣が周辺に対してご迷惑を及ぼすようなこともあるということも含めて、適切な管理ができていないとせっかくの緑が生きていけないということがあるので、そういう維持管理をどう支援していくのか、市全体でこれは考えていただければと思います。

では駅前再開発についてですが、これは駅前の皆さんと協議をいろいろしたりして、今回の見直しということになったと思います。事業計画がいつ完成するのかというか、いつが本当に目標年次になるのかという、非常に困難というか先が長いなと思いますが、それについて何らかの見通しがあるのかどうかということ。

実際、現実には、中央通り東地区の再開発事業が始まると、中央通り、工事堀で何メートルにもわたって囲われることになって、その間どうやっていくのかというのは非常に、商業の皆さんも悩んでいらっしゃるのだと思いますが、そういうことも含めて、この事業期間、整備の見通しというのはどうなのかについてお伺いしたいと思います。

**【石井職務代理者】** 小出課長。

**【小出まちづくり推進課長】** まちづくり推進課長の小出です。事業期間につきましては、資料2-3の10ページのほうで、大枠でございますが、今、記載しているところでございます。

これから都市計画決定をしていくに当たりまして、やはり1年2年という年月はかかると思っております。都市計画決定をした後、再開発事業ですので、権利変換といいまして、戻っていらっしゃる方の権利がどう変換されるのかという権利変換計画を立てるのに、やはり1年ほど時間がかかります。その間にいろいろな土質調査とかをしますと、着手するまでに少なくとも2年3年という時間は要るかと思えます。

工事中の期間についても、どういう規模の工事になるのかというのを今検討しているところですが、それでも数年、2年3年という期間はかかってくるということを考えますと、かなり長いスパンで事業完成までは想定されるところでございます。

**【石井職務代理者】** 野村委員。

**【野村（羊）委員】** わかりました。今回のこの見直し案についても、また皆さんの意見を聞きながらという事だと思しますので、丁寧に、でも本当に、時間的見通しをある程度示しながら進めていただければと思います。ありがとうございました。

**【石井職務代理者】** 吉野委員。

**【吉野委員】** 駅前の再開発について、ちょっと意見を申し上げたいと思います。

今、西側の地域の再開発が始まっておりまして、タワー駐車場がなくなったことによる不便さを訴える方の声が結構あります。この中に書いてあるのは、交通量が減ってきたし、市内で車を持っている人も減ってきたから、あまり駐車場は要らないと受け取れる状況ですが、その減ってきたというのは不便だから。車で行って、置くところもないし不便だから

らあまり来なくなるという見方もあります。一方で、マンションに附置された駐車場が、今度は逆に、車を持っている人が減ってきているがために、10台附置されているけれども3人しか車を置いていなくて、7台分あいているんだ、何とかならないかという声も寄せられております。

この辺のことをどうマッチングしていくかということもあるのですが、ただ単に新しくビルをつくる、その事業者が駐車場をつくる、それに任せるということだけではなくて、どこへ行ってもいいという駐車場の利便性、その商業施設の駐車場は、あまりほかへ行くのではなくて、そこのビルを利用する、買い物をする人が置きに来るのであって、それ以外の目的で来る人たちが気軽にとめられる駐車場の存在というのは、やはりにぎわいを創出していくという意味では必要なのではないかと私は思っているところです。

これからさらに議論が深まっていくのだらうと思いますが、あのタワーの駐車場はものすごく便利で、ちょっと出し入れに時間がかかるけれども、あそこへ置いてどこへ行ったらいい。電車に乗ってどこかへ行って、帰ってきてまた乗っていてもいい。そういう使い方もできた駐車場ということを考えますと、そういう利用の駐車場があることによって、また人が集まってくるという見方も必要だろうと思しますので、少しご検討いただければという意見だけ申し上げます。

**【石井職務代理者】** 高谷委員。

**【高谷委員】** 駅前再開発についてお尋ねしたいと思います。回遊性を生む道路環境の整備ということですが、駅前のロータリーが再開発されてからもう十何年たつのだと思うのですが、今現在の状況を見ていると、バスがすごく多くとまっていたり、あるいはタクシーの待機が多かったりとか、かなり混雑しているような状況が見受けられると思います。

そこで、バス事業者さん、タクシー事業者さん、いろいろな方々のご意見を聞きながら、ロータリーの空間というものの見直しを今後考えていかなければいけないのかなと感じております。これから杏林大学が来るのに伴い、新たにバス停ということも考えなければいけないのかもしれないし、あの近辺の一方通行のあり方、こうしたものも一つ検討の課題になってくるのかなと思います。

タクシーさんのお話などを聞くと、乗車場はあっても降車場がない。降車場がないがゆえにバスさんといさかいが起きてしまう、というようなことも聞いております。そうしたこともちゃんと課題として捉えて進めていただきたいのですが、ご所見があったらお聞か

してください。

**【石井職務代理者】** 田口調整担当部長。

**【田口調整担当部長】** 今、委員のほうからお話がありました、駅前の交通環境全体ということで、先ほど吉野委員からもお話がありましたことも含めてお答えしたいと思います。

今、両委員からご指摘があった部分、我々もそういった部分を、もうちょっと現実的な部分を調査して、最終的には活性化に向けた取り組みにつなげていかななくてはならないと考えております。バス、タクシー、または買い物に来る方の車、あるいはそこにお住まいの方の住宅の車もあります。そういったものを、今ご指摘のあった点も踏まえて、本当に効率的というか効果的に、交通環境が整うように、これからさらに研究・検討を深めていきたいと考えております。

**【石井職務代理者】** 栗原委員。

**【栗原委員】** それでは数点。まず初めに土地利用総合計画2022で、2ページ目ですが、テーマを野村委員とも意識を共有するものでもあるのですが、東八道路東部エリアで、東京外郭環状道路計画と東八インターチェンジの完成を見据えてということで、なかなか、不安や、また本当に必要な道路なのかという声もあって、全体の完成を見通すのがなかなか難しい観測もあります。完成するまでの間のまちづくりをどうしていくのかという視点も重要だと考えています。

都市計画道路など周辺地域のまちづくり計画などもここでは書かれているわけですが、そこに住んでいる方の声を反映させること、またそれをどういうふうに酌み上げていくのかという点を考えることが、行政、この地域の計画を進めていく上で重要だと考えています。その点で、完成時期をどのように見据えているのか、また完成するまで、完成しなければ上部空間の利用もできないわけですし、それまでの間のまちづくりという点ではどのように考えているのか、その狭間を埋める視点も必要だと考えますが、ご所見を伺いたいと思います。

あと、杏林大学下連雀エリアで、文化・教育・健康の拠点地域という点で、特色を生かした効果的な地域連携を強化しながら土地利用の誘導を図っていくと。土地利用の誘導を図る。これは具体的にどういうまちエリアになっていくのかという点で、市が考えていることは何なのか、その考え方を地域の人たちと共有する取り組みが必要だと思うのですが、どのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

あと、緑と水の基本計画で、ここでは私有地の緑化の推進ということで、地域の意識の共有化を図ると。市民、事業者との協働による道路に面した私有地の緑化ということで、その中でどういう行政の役割を持つのかという点と、植栽で、緑化するのはいいのだけれど、その管理で公共の道路が実際には、不便に道路を通る妨げになっているような、管理不行き届きになってしまう事例も町なかで散見されます。この点で、民々同士にしてしまうとなかなか指導がしきれない。道路にはみ出している植栽を、いってみれば剪定することができなかつたり、管理の面での課題が生まれることも、今の実勢の中でもあると認識しています。どのような維持管理の面での役割を果たしていくのか。緑化推進というだけではなくて、その推進の中にまちの中で保っていく、将来的に良好な環境を保っていく役割も重要だと考えるのですが、その点での取り組みを伺いたいと思います。

あと、駅前再開発の地区計画ですが、重点事業の方向性は市の考え方としてわかりました。ただ、この地域でどういう、利用している人たちが、この駅前商店街、中心市街地の活性化を図る中心になります。この中心になる市民、地域の人たちの声をいかに反映させていくのかということが重要かと思います。この点で、地区計画制度の活用などが、この事業の取り組みの中でうたわれているわけですが、行政として地域の声を反映させていく取り組みをどのように、さらに充実させていくのか。今までも果たしてきたとは思いますが、さらなる住民ニーズの掘り起こし、ニーズを聞き上げていくことが重要かと思うのですが、その点での取り組みの市の姿勢をもう一回確認しておきたいと思います。よろしくをお願いします。

**【石井職務代理者】** 小出課長。

**【小出まちづくり推進課長】** まちづくり推進課長の小出です。何点かご質問をいただきました。最初に外環の関係で、完成時期を見据えてどういうまちづくりを進めていくのかという点でございます。

今、工事中の安全対策等について、安全安心のまちづくり連絡協議会といったものを地域の方々と一緒に立ち上げて進めているところでございますが、いろいろと今、まちが確かに変化しているところでございます。樹木にしても、木はできるだけ移植をするような取り組みを国に要請して、かなりの樹木を移植したり、地域の緑を守る、そこにあったものをできるだけ戻せるような、そういう取り組みも進めているところでございます。

これからまちづくり整備計画を具体的に策定していきますので、そういった取り組みをしていく中で、地域の皆さんの思いをよく聞きながら、今、委員がおっしゃったような、

工事期間中のまちづくりに対しても、国のほうに適切なまちづくりになるように、私どものほうからもしっかりと求めていきたいと考えています。

また、杏林大学の関係でございますが、土地利用の関係で、研究学園開放ゾーンというゾーンに今回位置づけをしております。これは学校を開放してもらうように、一つは考えているところでございます。東西の歩いて渡る、横断できるような通路を、学校内の通路を市民に、学校が開校している間は市民も利用できるような、そういうお願いをしたり、また図書館などの施設なども市民が使えるような形でお願いしたり、ソフトな取り組みでは地域医療のかなめを担う学校でございますので、いろいろな公開講座等の生涯学習の視点での取り組みとか、さまざまな連携があると思います。そういったことをこれからいらしていただく杏林大学さんと、市も一緒にかかわりながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

**【石井職務代理者】** 田中課長。

**【田中緑と公園課長】** 緑と公園課長の田中でございます。民有地の緑化の推進についてご質問をいただきました。

1点目の行政の役割についてですが、こちらの事業は、ワークショップ等をやるということで東京都の公園協会の助成なども活用しております、専門家を派遣して勉強していくというものでございます。専門家と市民の皆様だけではなくて、当然そこには行政である我々も一緒に入って、ともに勉強しながら緑化を推進していくということでの役割を担っていきたくて考えているところでございます。

また、植えっ放しになっている緑が道路にはみ出して歩行空間を阻害しているというような状況が多分にあるというご意見をいただきました。そうしたところについても、これはワークショップの中で、コミュニティをつくったり、専門家の街並みのデザインなども考えていくとともに、最終的にはつくりっ放しではなくて、そのところでいかに、緑をきれいにデザインしたものを維持管理していくかというようなことも含めて、一緒に勉強しながら、そういったことの制度もみんなと相談をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

実際に、今年度からモデル地区に入って、今、勉強を始めているところなのですが、そうした中でも、実際に道路にはみ出した緑があるねというのを、みんなとまち歩きをしたところで意見が出ていまして、そういったところも地権者の方にお声かけをして、みんな勉強する中で、ボランティアとしてそういうところも管理できたらいいねという意見も

いただいておりますので、街並み全体を含めて、ただ単に緑化をするということではなくて、街並み全体をよくしていこうという取り組みにしていきたいと考えているところでございます。

**【石井職務代理者】** 田口調整担当部長。

**【田口調整担当部長】** 私からは駅前の再開発に関係しまして、地域の方々のご意見をどのように今後取り入れていくかというご質問にお答えいたします。

今、中央通り東地区については、法定の再開発に向けての検討ということで、こちらについては地権者の方が中心になっていろいろな検討をしています。個人の権利もあるということで、今の段階ではなかなかそういった情報の全てをお示ししていくということにはならない状況です。この中央通り東地区を含めてでございますが、周辺の地区計画を市街地再開発事業とあわせて指定していく段階になりましたら、周辺の方に、地域のまちづくりのルールとかそういったものを、ご意見を聞きながら進めていくということになると思います。また、商店会のほうからもご意見を伺いながら進めていきたいと考えておりますが、地域にお住まいの方のニーズとか、商店街のニーズ、いろいろお話を受けているということもありますので、そういったご意見もあわせてお聞きしながら、活性化に向けて進めていきたいと思っております。

**【石井職務代理者】** 栗原委員。

**【栗原委員】** 駅前地区再開発基本計画のほうですが、地域の人たちの声を聞くことというのは重要で、権利者や、三鷹の顔として、三鷹の開発を進めていくということに頭を置き過ぎると、実際には離れたものになってしまう可能性が多々あります。

やはり、どのようなまちづくりを求められているのかというのを十分に調査して、本当によく話し合った上で、何が今求められているのか、またそこを使う人たちがどういう人たちなのかということをつかんだ上で進めていくことが肝要かと思えます。話し合い、また行政としての取りまとめの役割も重要だと思えますので、今後に期待したいと思えます。

あと、緑化の問題ですが、ボランティア的な工夫も、管理の問題ではなかなか管理をさせないというか、手をつけられない状況があるのも現実なので、そのところをどう問題を解決していくのかという点も課題として、将来的な方向性を明確にしていくことが必要だと思えます。緑と水の基本計画ということで、全体が本当に、住んでいる人たちが皆気持ちよく緑を体感できるまちづくりをぜひ進めていく点でも努力していただきたいと思えます。

土地利用総合計画の点ですが、完成することを前提にした計画もありますが、なかなかそこまで至らない期間が想定されるのを心配しています。市民の生活は連続性があるので、これからどのようにまちづくりを進めていくのかという点でも、インターチェンジの完成前のまちづくりという点もしっかりと視野に入れた取り組み、計画、土地利用総合計画にしていく、柔軟性を持った具体化を進める必要があると思います。

**【石井職務代理者】** 他にはいかがですか。

中村委員。

**【中村委員】** 駅前再開発ですが、吉祥寺が近いとかいろいろな状況はあると思います。三鷹の場合はさくら通りから北側が、あとは西側中央地区の再開発ができればほとんど終わるという状況もあるので、ここから大きくどう変えられるかということを考えると、中央通りの東地区の再開発のところで大きく変わってくるのだろう、可能性があるとしたらそこだろうと思っています。玄関口にふさわしいとか、いろいろ言葉はありますが、実際にここを変えることによって、どういうふうはこの三鷹駅前全体を変えるのかというのをもう少し具体的にしていかないと、「にぎわい」とか「ふさわしい」という言葉はあるのですが、なかなかイメージが湧きにくいと思います。

少し前に商工会の方と話す機会があったときに、話をしたのですが、この計画の中にも、今後はそういった人の意見も聞いていくということは書いてあるのですが、恐らく今までは市とかURとか地権者さんとか、そういうところでは話しているとは思いますが、三鷹市が民間の力を借りるということを今までやってきたのであれば、商工業なり、かかわっている多くの方とか、幅広く意見をお持ちの方もいると思います。ここが三鷹の事実上の本当に最後の大きなプロジェクトになるのであれば、幅広く意見を募っていくことも大切だと思います。全体の中で、特にこの東側について、もう少し、こういうイメージがあるというお話があるのか。それとも、つくっていく段階でもう少し幅広く意見を取り入れていくことがあるのか。どう取り組んでいるのかを伺います。

**【石井職務代理者】** 田口調整担当部長。

**【田口調整担当部長】** 中央通り東地区を中心にした再開発について、ご質問をいただきましたが、資料2-3の7ページ目が、この全体をどのように取り組んでいくかというイメージで、中央通り東地区広場空間と書いてあるところが中心的な場所になっております。現状は中央通りに面して建物が並んでいる形になっておりますが、広場空間を設けて、東側のしろがね通り等にも人が流れるようにする。今、駐車場になっている部分も区域で

ございますので、そういったところも、建物を建てるだけではなく、その周囲も、空間的に壁面後退等をした上で、駅前地区全体の活性化をここ中心に広げていくということを考えております。

駅前には17ヘクタール。西側が三鷹通り、東側は本町通り、南北には路線が多いのですが、それを東西にもつなげていきながら、三鷹駅前にはいろいろな個店も多くあって、特徴的なお店もある。今頑張っている方も多くいらっしゃいますので、そういったところを回遊性を持たせつないでいきながら、人の流れを今より広げていきながら、人を集めていくというようなイメージで進めていきたいと考えております。

**【石井職務代理者】** 内田副市長。

**【内田副市長】** 副市長の内田でございます。今、担当の部長がお話ししたとおりなのですが、現在、地権者の方々、やはり何といても最大の当事者でありますから、そういう方々がどういう地区の開発をしていくのかというのを当然まず一義的に考えていただくわけですが、その過程で、URさんとも連携をしながら、さまざまな商業のノウハウを持っていらっしゃるような外部の知恵もおかりしながら、そもそもこの地域が今、商業環境としてどういう現状にあるのかというような課題、どのような課題があるのかというお話とか、少しずつ展開しています。

そして、将来ここで開発が行われたとしても、それが長い期間において一定のにぎわいとか一定の雰囲気、ずるずると変わっていくようなことがなく、一定のレベルを維持していくようなサービスとか雰囲気の継続性を担保するためのルールづくりはどうすればいいのだろうかというようなお話もしています。特にこのところでは、私のほうから生活環境部、生活経済課が中心ですが、そちらのほうの部局にも常に同席をしてやりとりや課題の把握を、その場にして直接耳に聞いて受けとめておくようにという話もしております。近いうちに恐らく、お話があったような周辺の事業者の方々や商工会の方々や、そういった方々を含めて幅広いご意見などを聞く機会も、これは必ずつくられていくと思います。そうした中で、商業環境や、先ほど吉野委員等からもお話があったような、じゃあその周辺の交通の環境はどういうような、長い目で見た駐車場の規模感を持った方がいいのだろうか、そこら辺も幅広く聞いて、それをまた計画に反映させられるかどうなのかということ、それをトータルでやっていく。そういうのがだんだん近づいてきているのかなと思いますので、ご指摘の点を踏まえて、しっかりと、狭い範囲の方々の議論で終わることのないように注意しながら取り組んでいきたいと思っております。

**【石井職務代理者】** 中村委員。

**【中村委員】** もちろん地権者の方々の意思は大事ですが、本当に幅広く意見を募って、自分たちで考えるだけよりもたくさん意見を募っていいものができたのだったらそのほうがよかったということもあるでしょうから、いろいろな意見を入れてもらえればと思います。三鷹の駅前吉祥寺よりすごくよかったというようなものがあるのだったらそれでもいいのですが、それが難しいとき、ここがどういうまちになるかで、これからしばらくの間の三鷹の駅前というのは決まってくるでしょうから、都市計画の線が何か入っているとかでもないわけですし、現実的にこのまちがどうなっていくかということ、いろいろ考えていかなければいけないと思います。いろいろなご意見を取り入れてやっていただければと思います。

**【石井職務代理者】** 根岸委員。

**【根岸委員】** 三鷹駅の整備のことなのですが、駐輪場の関係なのですが、現在8,000台の駐輪場が準備されているということですが、杏林大学の学生が、みんながみんなバスに乗るということでもないと思いますので、それを考えて、1,500台の用地を検討しているということですが、本当に1,500台で足りるのかどうかということが非常に心配される場所であり、また道路のほうも、自転車専用道路みたいなものをつくるような計画もあってもいいのではないかなという気もしております。

その点について少しお聞かせいただきたいのと、あと一点、民有地の緑化についてですが、これは、私は市のほうで全部が全部請け負うということではなくて、そこに住んでいる人たちが、自分たちのまちは自分たちでやるんだというような気持ちでやっていかないと、じゃあ全部市に任せてしまえみたいな感じになっても、これは自分たちのまちに愛着が湧かないというようなこともありますので、その辺は、今、まちづくり協議会という団体もありますので、そこで市の職員が、こういうことなんだよという本当に丁寧な説明をしていただいて、その住民が、じゃあもっともっと緑をふやそうというような気持ちになれるようなことで、そういうことで手助けをしていただければいいのではないかなという感じはしております。

以上です。

**【石井職務代理者】** 高橋都市交通担当課長。

**【高橋都市交通担当課長】** 都市交通担当課長の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

三鷹駅の駐輪場のことで質問をいただきました。1,500台が大丈夫なのかどうかというところで、杏林大学が来られるというところで、基本的には今、三鷹駅の駐輪場は大体満車に近い状態になっています。現状、三鷹市でも、考え方として、レンタサイクルとかサイクルシェアということで、今年度もミニ実験といいまして、ちょっと規模は小さいのですが、三鷹駅を利用して市外に行かれる方と、実際に三鷹駅に來られてそこからは自転車に乗って市内に通勤・通学される方で自転車をシェアして、今ある駐輪場を維持してたくさんの方に使っていただく、そういう考え方もしております。

ですから、現状、駐輪場を増やすだけではなく、今ある駐輪場をいかに効率的にできるかということも検討しながら行っていますので、そういうことを含めて、今の駐輪場を維持していきたいと考えております。

また、自転車等の専用道路ですが、こちらについても、自転車走行空間の連絡会ということで、北多摩南部建設事務所の管内、三鷹市、武蔵野市、調布市初め、この近隣市や東京都も含めて、自転車専用道路の位置、どういうふうにつくったらいいのか、あとデザイン、表示とかそういうものも含めたものも行っています。また東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、自転車推奨ルートといいまして、調布飛行場付近に自転車の専用道路をつくるということで、そういう動きもあります。

ですから、少しずつではありますが、都市計画道路も進めているところもありますので、そういう動きの中で、自転車の走行空間をつくっていききたいと考えているところでございます。

**【石井職務代理者】** 内田副市長。

**【内田副市長】** 副市長の内田です。今の担当課長の説明、ちょっと念のために説明しますと、後半のほうで申し上げていたオリンピックに向けたいろいろな自転車の関係の整備とかは、競技場の周辺であったり、その近辺の都道や市道の連携の中で工夫をしていくことになっています。

今、冒頭のご質問の中、もし三鷹の駅周辺のということで申し上げますれば、なかなかやはり駅前の部分、特に、この17ヘクタールの再開発のエリアなどに限って言えば、こういったところに自転車専用の空間を確保するというのは課題が大きいというふうには思います。やはり通勤・通学の利用者が多いところですから、交通事故の防止のためのルールづくりとか、三鷹警察や交通対の皆様とも連携をした安全対策、マナーの向上、そういったものは当然徹底を図っていききたいですし、それから駐輪場の台数をしっかりと確保するこ

とと同時に、一方では公共交通機関、バスについては課題も先ほどご指摘がありましたが、一部の方々は自分で料金を払ってバスで通勤・通学をされている方々もいらっしゃる中で、その辺の全体の交通に対する、市民の移動のバランスといたしましうか、そういったところを見据えて検討していく必要があるのかなと思っております。

以上でございます。

**【石井職務代理者】** よろしいですか。他にございますか。

ほかに質問がないようでございますので、以上で日程第2について質疑を打ち切ります。

次に日程第3 三鷹市用途地域等の見直し方針（素案）についての報告を受けます。事務局よろしくお祈いします。

小出課長。

**【小出まちづくり推進課長】** まちづくり推進課長の小出です。それでは三鷹市用途地域等の見直し方針（素案）について、資料3のほうでご説明いたします。

資料3の1ページをごらんください。「第1章 用途地域等の指定状況」です。

三鷹市では、三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準を策定し、地域特性が生かされるように土地利用を規制・誘導していくこととなりました。土地利用総合計画に示された良好な住環境を整備・誘導し、商工業との共生を図っていくため、用途地域だけでなく、さまざまな地域地区や地区計画等の制度を併用しながら土地利用を誘導していく必要があることから、本方針を定めるものでございます。

第1章で、土地利用現況調査に基づき、用途地域等の指定状況を分析いたしました。

「1 用途地域」についてです。2ページの指定状況をごらんください。第一種低層住居専用地域は63.9%となっており、広い範囲で指定されていることから、住居兼用以外の店舗の建築ができない地域があります。

5ページをごらんください。高度地区についてです。建築物の高さの最高限度を25メートル、35メートルとする高度地区を指定して、高層建築物の建築を抑制してきました。駅前では高さの最高限度に近い建築物が多く、用途地域が路線指定されている地域では、高くても4階から5階程度の高さの建築物で市街地が形成されています。

11ページをごらんください。「第2章 用途地域等の見直しの考え方」です。

「1 用途地域等の見直しに当たって」です。用途地域等の見直し体系図をごらんください。市民意見や政策的な誘導により、用途地域等の見直し等を行います。その際は、土地利用総合計画における都市整備の骨格、都市整備の拠点、まちづくりのゾーニング等に

基づき、平成25年に策定した三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準に沿って見直しを行います。見直しの進め方につきましては、土地利用に関する調査を行った後、用途地域等の見直し方針に基づき進めていきます。

12ページをごらんください。まちづくりのゾーニングです。ゾーニングは長期的な視点に立って三鷹市の目指す都市像を実現していく基礎的な指針です。この表はゾーンごとに定められている主な用途地域と、見直しに当たって検討していく主な項目を一覧にまとめたものとなります。

14ページをごらんください。「3 土地利用における課題ごとの見直しの考え方」です。

(1) 大規模敷地の土地利用転換です。大規模敷地において土地利用転換が行われる場合、地区計画を指定するとともに、周辺環境に合わせた用途地域の見直しを検討いたします。

(2) 都市計画道路等の沿道地区です。整備が行われる都市計画道路等の沿道については、地域特性に応じた用途地域の見直しを検討するとともに、延焼遮断帯形成のための準防火地域等を指定いたします。

(3) 良好な住環境の保全です。建築物の敷地面積の最低限度や、外壁の後退距離の限度等を検討いたします。

(4) 商業の活性化です。広い範囲で第一種低層住居専用地域が指定されている箇所については、主要な生活道路沿道等において第二種低層住居専用地域等を指定し、日用品販売等の利便施設の立地を誘導いたします。

(5) 都市型産業等の育成です。住居系用途地域内にあり、用途地域上の不適合から建てかえが困難な事業所については、近隣住居者等の理解を得ながら、周辺住宅地と一体で地区計画を指定し、用途地域の見直しや緩和型の特別用途地区を指定します。

(6) 災害に強いまちづくりです。木造住宅密集地域等、延焼の防止を図る必要がある地域は、準防火地域を指定します。道路が狭隘な地域については、延焼遮断帯形成のための都市計画道路の整備や、区画道路の拡幅を進め、道路の整備状況に応じた建蔽率・容積率の検討を行います。

15ページをごらんください。(7) 地形地物等の変化による見直しです。沿道用途地域を指定していた都市計画道路が変更された場合等において、変更後の地形地物に合わせた用途地域に見直しを行います。

16ページをごらんください。「4 その他の地域地区の見直しの考え方」です。その他

の地域地区等の制度についてでございます。

(1) 高度地区です。地域特性に応じた良好な街並みや都市景観の形成を三鷹市全域で実現していくため、市街地の特性や周辺環境に応じて、5階建て程度を想定した高度地区の導入を検討いたします。

(2) 防火・準防火地域です。防火無指定区域のうち、延焼の防止を図る必要がある地域については準防火地域を指定いたします。

(3) 特別用途地区です。特別用途地区については、にぎわいの創出や都市型産業、地場産業等の保護育成などの制度の目的を達成し、政策誘導によるまちづくりを推進するための指定の拡充や見直しを検討します。

(4) 地区計画です。用途地域の変更については、原則的に地区計画、特別用途地区等を活用し、地域の環境変化の影響を軽減するとともに、周辺市街地との一体的なまちづくりを目指すものといたします。

17ページをごらんください。「第3章 用途地域等の見直しの進め方」です。

「1 土地利用の方針の検討」です。土地利用の方針を定めるに当たっては、大きく4つのケースが想定されます。

(1) まちづくり推進地区です。まちづくり推進地区で策定する地区整備方針において、用途地域等に関する土地利用の方針を定めます。

(2) 大規模土地利用転換です。急激な環境変化への対応について、地権者と協議を行い、環境変化の緩和や周辺環境への配慮した土地利用の方針を定めます。

(3) 地域のまちづくりです。地域での懇談会や意見交換会において、地域の将来像を共有した上で土地利用の方針を定めます。

(4) 政策誘導によるまちづくりです。社会情勢や土地利用の変化への対応など、そうしたことで用途地域の見直しを行う場合、土地利用総合計画に基づき全体的な土地利用の方針を定めます。

資料3の説明は以上です。

**【石井職務代理者】** ここで10分休憩いたします。再開を15分とします。

( 休 憩 )

**【石井職務代理者】** それでは再開いたします。説明は終わっておりますので、これより質疑並びに意見等ございましたらお願いいたします。

粕谷委員。

**【粕谷委員】** 一点だけお伺いしたいと思います。14ページの商業の活性化というところで、ちょっとその後ろにも記述が、政策誘導等というところにもなってくると思うのですが、この14ページの4番のところに、2段落目で、広い範囲で第二種低層住居専用地域が指定されている箇所については、主要な生活道路沿道等において云々とあって、良好な住居の環境を保護しつつ、日用品販売等の利便施設の立地を計画的に誘導しということがあるのですが、これは具体的にいうと、例えば、日ごろからいろいろお伺いしている、商店がない地域とかにお店を引っ張ってくるというようなことでよろしいのでしょうか。ちょっと書き方が、日用品販売等の計画的誘導というのがよくわからないのですが、具体的にイメージ的な部分をお話しいただければと思います。

**【石井職務代理者】** 小出課長。

**【小出まちづくり推進課長】** まちづくり推進課長の小出です。店舗につきましては、第一種低層住居専用地域では、住宅と併用されている店舗、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満ということで、かなり店舗の面積が、立地できる条件として厳しい条件になっております。そういう第一種低層住居の面積がかなり広い地域ではなかなか店舗が立地できないので、住宅系の低層住居の用途の中でも、第二種の低層住居専用地域になりますと、日用品の買い回りのものになりますが、店舗の床面積が150㎡以下のものが立地できるようになってきますので、例えば一定規模のコンビニのようなものも立地できるようになってきますので、そういった日々の買い回りのものができるような、そういう用途のほうの検討をしていきたいというところでございます。

**【石井職務代理者】** 粕谷委員。

**【粕谷委員】** ありがとうございます。ちょっと、この色の部分で第二種のところが非常にわかりづらいなと思うのですが、今回の計画の素案ということですが、今ご答弁いただいたように、やはり高齢化とともにさまざま、個人の住居を兼ねた商店がお店を畳まれたり、というケースも相次いでいまして、エリア的に言ってしまうと大沢のエリアなどは、本当にスーパーの誘致をしてもらいたいみたいな声が多くて、特にバス通りとか幹線通り沿いにできるのはコンビニエンスストアが軒並み、何かできるなと思うとコンビニエンスストアかという状況があって、別にコンビニが悪いということではないのですが、そういったことの要望というのはすごくあろうかと思っておりますので、本当にこの政策的な誘導ではないですが、そういうところを今後行政としてしっかりと進めていかなければいけない時代に今はなっているのかなという気がいたしますので、そういった部分も考慮してい

ただいて、この計画をまたさらに充実をして、市民ニーズに応えられるような臨機応変な  
というか、できるような体制づくりという部分は一言お願い申し上げて、質問を終わらせ  
ていただきます。ありがとうございました。

**【石井職務代理者】** 野村委員。

**【野村（羊）委員】** 2点質問をしたいと思います。1つは今の件ですが、第二種低層  
住居専用地域というのは今まで三鷹市になくて、これは新たに指定をするということとい  
いんですよね。内容について今ご説明があったので、そこをまず確認です。

もう1つ、高度地区について、今度は5階建て程度を想定した高度地区の導入を検討す  
るということが16ページにあります。三鷹市は基本的に10メートルということで3階  
建て、本当に低層の住宅がある、ある意味では安心して住める。沿道沿いに大きな建物、  
8階建てが建つということで、周辺のお宅が日陰になってしまうということで、いろいろ  
マンション紛争的なことが起こるといのご相談を受けることもあります。

5階建てにした場合、それはそれで周辺のお宅への影響というのも出てくるのですが、  
どの程度の規制をかけながらというか、基準を持って5階建ての高度地域に変更するのか。  
どの程度の規模というか、それを想定していらっしゃるのかを確認させてください。

**【石井職務代理者】** 小出課長。

**【小出まちづくり推進課長】** まちづくり推進課長の小出です。まず1点目の、第二種  
低層住居専用地域でございますが、これは今度新たに市のほうで検討している用途地域に  
なります。

それと2点目の高度地区の関係でございますが、今、想定しているのは第一種中高層住  
居専用地域、こちらの地域の高度地区について、25メートルを指定しているところにつ  
いて、実態的に土地利用の調査の中で四、五階建てぐらいのものが多いうことがわか  
ってきている地域もございます。そういうことで、周りに低層住居などの地域があるよう  
な地域については、高さを25にするのではなくて5階建てぐらいの建物を建てるような、  
そういう高度地区を厳しくするというほうの、緩和というよりも厳しくしながら、いいま  
ちづくりを、周辺と調和したまちづくりを進めていくということでご理解いただければと  
思います。

**【石井職務代理者】** 野村委員。

**【野村（羊）委員】** わかりました。25メートルを逆に下げると。5階建てだと18  
メートルでしょうか、16メートルでしょうか、沿道だから25メートルが重なってしま

うのではなくて、それを下げた形でつくるということですね。それがちょっとここからは読み取れなかったので、三鷹市が低層の良好な住宅をつくろうとしていることは理解したので、わかりました。ありがとうございます。

**【石井職務代理人】** 栗原委員。

**【栗原委員】** 土地利用における課題の、用途地域の見直しの考え方についてはわかりました。用途地域見直しに向けての市民の声の反映というのは当然進めてくれると思うのですが、最終的にこれを具体化していく上での、変更にあたって、やはりその地域の市民の声、当事者の声を反映させていくことが、変更していく最終段階でも重要だと思います。見直しに向けての市民の意見の反映の仕方について確認しておきたいと思います。よろしくをお願いします。

**【石井職務代理人】** 小出課長。

**【小出まちづくり推進課長】** 見直しの、今定めている方針については、用途地域変更の進め方の考え方を示したものですので、こういったものをしっかりと市のほうで定めて、用途地域を実際に見直していくときに、市民の皆様に説明会とか、またご意見を聞く法の手続きがございますので、そういったものを通して意見を聞きながら進めていきたいと考えています。

また1つは、さらに話し合いをして進めていくということもございますので、地域のまちづくりを、将来まちづくりを共有しながら、地元と話し合いながらということも方針の中に示しておりますので、いろいろな取り組みを通して皆さんのご意見を聞いて進めていきたいと考えております。

**【石井職務代理人】** 栗原委員。

**【栗原委員】** 土地利用のあり方、また用途地域の変更の取り組みの中でも、地域の特性に合った変更の方向性というのがあると思います。その点で柔軟性を持って、ステレオタイプに計画をその地域の形にはめるのではなくて、どういうふうにその地域に合った形での計画変更ができるのか、まちづくりが進められるのかという視点に立った意見の反映を、ぜひ用途地域を変更していく上でも進めていっていただきたいと思います。

防災を考えたときにも、延焼遮断帯をつくるという道路計画を進めるよりも、地域で不燃化を進めていくまちづくりで、その上で本当に災害に強い、火災にも強いまちづくりを進めていくという、いろいろなやり方があります。1つの例ですが、その地域の声をしつかりと反映させて、その地域の特性に合ったものを進めていく努力を、行政としても進め

ていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**【石井職務代理人】** ほかに。水野委員。

**【水野委員】** 三鷹消防署長の水野です。1点だけ、14ページの災害に強いまちづくりのところ、今、三鷹市でも木造密集地域を消防署としても防火水槽等の水利をちょっと心配しているところなのですが、今回、ここを見直していくということで、用途地域の見直しで、建てかえや耐震化を促進するということにあわせて、防火水槽等の整備も進めていくと。上のほうに防災施設の整備という言葉があるので、この中で水利というものも整備していくというふうに読んでよろしいのでしょうか。

**【石井職務代理人】** 小出課長。

**【小出まちづくり推進課長】** 防災の防火貯水槽等につきましては、防災の計画の中で、その地域に必要な防火貯水槽の規模、施設の位置等が定められていることと思います。そうしたものを防災のセクションとよく協力しながらまちづくりの中で進めていきたいと思っています。

**【石井職務代理人】** 大倉危機管理担当部長。

**【大倉危機管理担当部長】** 危機管理担当部長の大倉です。木造密集地域については、なかなか、正直今までいわゆる災害時の水利というのは確保するのが難しい状況でした。実際に確保できているところというのは、やはり中高層建築物が建って、例えばマンションの基礎を利用した防火貯水槽といったものが多くできることによって、結果的には確保できていると。そういった意味ではオープンスペースもなかなかない中で、木密地域の中というのはなかなか今まで難しい問題がありましたが、少しずつ用途地域を変えていく中で、私どもとしてもそういう災害時の水利の確保に向けては一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

**【石井職務代理人】** よろしいですか。

次に、中村委員。

**【中村委員】** 14ページから15ページにかけての災害に強いまちづくりですが、東京都建築安全条例に基づく防火規制区域指定ということですが、今までは調布保谷線沿いのところの一部だけということでした。それを拡大するという意味でしょうか。要は、これをやるということは、実質的には規制の強化という、より防災の強い建物にするわけなので、地権者にとってみればもちろんお金がかかる話です。道路の整備だけで延焼を防ぐのであれば、エリアの隣には火災は広がっていかないのですが、その区域内の防災という

点では、道路だけの整備だと足りないわけです。道路に囲まれた中の防災をやるということになれば、やはりこれをやっていくしかないのでしょう。建替えの、建蔽・容積を変更しなかったら、建替えが逆に規制強化で止まってしまうから、緩和ということをセットにして、区域内の防災を高めていくととってよろしいのでしょうか。

そうすると、全部の市域でやるのは難しいでしょうから、ある程度エリアを限ってということかもしれません。一般的なことで書いてあるのですが、具体的に考えとか進め方があれば教えていただきたい。

**【石井職務代理者】** 田口調整担当部長。

**【田口調整担当部長】** 防災のまちづくりということで、そういった規制の部分も当然あります。建物の建てかえの際に、それぞれの建物の所有者に協力をしていただきながら、またエリア全体としては、当然そういった規制をかけるところは、地区計画もかけていきながら、その地域の方のご意見をいただいて、ルールづくりとかそういったものをあわせて総合的にやっていく必要があると考えております。

**【石井職務代理者】** 中村委員。

**【中村委員】** まだ具体的などころがあるという感じではなさそうな答えでしたが、いずれにしても面的に防災の対策を進めていく、燃えにくいまちづくりを進めていくということになれば、木造密集地域を何らかしていかなければいけないだろうと思いますから、いろいろな制度を効果的に使っていただいて、まち全体で燃えにくいまちづくりということをやっていたらと思います。

**【石井職務代理者】** 他にございますか。

無いようでございますので、以上で日程第3についての質疑を打ち切ります。

次に日程第4、北野の里（仮称）まちづくり方針（案）についての報告を受けます。

事務局、お願いします。小出課長。

**【小出まちづくり推進課長】** それでは、北野の里（仮称）まちづくり方針について、資料4のほうでご説明いたします。

資料4をごらんください。本方針につきましては、本年9月に素案を策定いたしまして、第4次基本計画の改定に付随して開催した東部住区及び新川中原住区のまちづくり懇談会やホームページ等で素案に対する意見募集を行いました。本日は資料4-1の方針案を中心にご説明いたします。

それでは方針案、資料4-1の1ページ下段の、まちづくり方針位置づけのフロー図を

ごらんください。これまでの経過を含めてご説明いたします。

市は、国、東京都が示した対応の方針に基づき、平成26年1月から3月にジャンクションふたがけ上部空間等の利活用や、ジャンクション周辺のまちづくりについて、まちづくりワークショップを開催し、市民の方々よりまちづくりについてさまざまなアイデアやご意見をいただきました。その後、平成27年3月に、ワークショップでいただいたご意見に対する三鷹市の基本的な考え方をまとめました。

北野の里（仮称）まちづくり方針は、この三鷹市の基本的な考え方を段階的かつ計画的に推進するため策定するものです。今後、本方針に基づき整備計画を策定し、外環道路整備の進捗状況等に合わせてまちづくりの実践に取り組んでいきます。

2ページ下段、まちづくり方針の検討範囲図をごらんください。一点鎖線で囲まれた区域を北野の里（仮称）と想定しております。こちらはワークショップにおいてまちづくりに関する提案、ご意見を多くいただいた区域となります。約65ヘクタールの区域で、おおむね北野一丁目から四丁目を対象となります。

下段欄外※注の黄色の塗り潰しをごらんください。素案において、北野の里（仮称）の名称及び範囲は、市民の意見を聞きながら、まちづくり方針とともに決定していく旨を記載しておりましたが、名称についてはまちづくりの整備計画を策定していく中で引き続き検討していくことといたしました。具体的な整備内容を話し合う段階で、より多くのご意見をいただきながら決定していきます。

3ページをごらんください。北野の里（仮称）の将来像を、「良好な緑と農とコミュニティを活かし、はぐくむ北野」といたしまして、将来像を実現するために取り組むべき3つのまちづくりの目標を定めました。また、市民意見を反映し、中段黄色の塗り潰し箇所のとおり、北野の里（仮称）の将来像に「持続可能な」との記述を追記いたしました。

4ページをごらんください。まちづくり方針と今後の検討に向けて、についてです。3つの目標ごとにまちづくり方針を定め、今後検討する項目を明らかにいたしました。

5ページをごらんください。下段の、まちづくり方針で示した各取り組みにおける市民検討組織設置イメージについてです。

まちづくり方針で示す各取り組みにつきましては、地域住民を中心とした組織を立ち上げ、地元の意見を反映しながら進めていきます。また、国、東京都、高速道路会社等と、整備及び管理運営の適切な役割について、必要な協議を進めていきます。黄色の塗り潰し箇所につきましては、上部利用方法について検討、公表してほしいとのご意見を踏まえ、

追記したものです。まちづくりの検討テーマは、ジャンクションふたがけ上部空間等における公園整備、ジャンクション周辺におけるまちづくりの取り組み、地域全体におけるまちづくりのルール、管理組織等のあり方について、外環事業の進捗に合わせ、継続して話し合いを行います。

6ページをごらんください。北野の里（仮称）まちづくりの進め方についてです。

今年度まちづくり方針を策定する予定です。その後、平成29年度にかけて、地域住民を中心としてまちづくり整備計画の策定に向けた話し合いを行います。また並行して都市計画審議会等のご意見を聞きながら、用途地域の見直し、地区計画等の策定を行い、まちづくり整備計画を策定いたします。平成30年度以降は、まちづくり整備計画を踏まえたジャンクションふたがけ上部利用に関する基本設計、実施設計に着手いたします。また引き続き地域の皆さんと北野の里の管理運営の策定に向けた話し合いを行っていく予定です。

素案に対する市民意見概要と市の考え方については、資料4-2のとおりです。

資料4の説明は以上です。

**【石井職務代理者】** 説明が終わりました。質疑または意見等ございましたらお願いいたします。

野村委員。

**【野村（羊）委員】** 細かいことを言い出すと切りがないので。基本的なところで、これは外環道路ができる、そのためのインターチェンジ、ジャンクション、そのためにはまちが、ある意味では壊されてしまうことによって、できるだけそれを緩和したいという市の努力ということは理解していますが、現実には外環道路そのものについては、私はやはりこれは必要ないという姿勢でいます。本当に、工事がなければこんなことはしなくても北野は緑豊かなまちなまだったと思いますので、そのことは意見としてしっかり言っておきたいと思います。

それで、実際にこのまちづくり整備計画、これから方針がつくる、今、方針ができて、整備計画をつくっていくと。この計画は、主体は三鷹市ですね。でも、外環道路工事そのものは国とNEXCOの事業として費用はそっちが持ってやっている。今度、ふたかけ上部部分の整備、あるいは周辺の都市計画道路は東京都の費用で整備をする都道になるという理解でいいでしょうか。それと、この公園、ふたかけ上部空間に新たにつくる公園とか、あるいはいろいろな、小道の駅をつくってほしいとか、いろいろな設備をつくりたい、欲しいという皆さんの声がある。そういうものに対する財政的な当てというか方向性、そ

の辺はどのように見て、どこが持つということ考えているのかについてお伺いします。

**【石井職務代理者】** 小出課長。

**【小出まちづくり推進課長】** 大きく2点でございます。周辺の都市計画道路の整備につきましても、東京都が都施工の路線として、東京都の費用で整備のほうは今、進めております。

また、北野の里の実現に向けて、財政的なものはどういう形なのかというご質問でございますが、まさにこれから整備計画を策定していく中で、そういったことを国や東京都とよく協議していくものでございます。

どういう形で管理を誰がして、誰が事業主体、整備主体になっていくのかというところも含めて、役割分担を高速道路会社、国、市と、これから協議をしっかりと進めていきたいと思っております。

**【石井職務代理者】** 野村委員。

**【野村（羊）委員】** 今、三鷹市は計画行政ということで長期計画見直し、第4次基本計画見直しという中で、財政フレームどうしていくのかという話をしています。このまちづくり整備計画がいつできるか、これもしばらく先のことなので、その長期計画との絡みの中で、この財政フレームの中でどう位置づけていくのかというのは、非常にこれから大きな課題になると、私は大変そこも心配しています。

まちをきちっと維持していくことは大事だけれど、その整備にどれだけ費用がかかるのか、誰が責任を持ってそれを財政負担していくのかということは大変大きな課題だと思っています。皆さんに夢だけいろいろ語っていただいても、お金がなくてできませんということでも、それはそれで市民の皆さんを裏切ることになりかねないという心配も一方ではしています。そのようなことも含め、しっかりと対応していただきたいと思います。何かあればお願いします。

**【石井職務代理者】** 内田副市長。

**【内田副市長】** おっしゃるとおりで、夢だけを語ってはというのはそのとおりだと思います。ですから私どもはこれまでも、それこそ江戸時代から続いてきたような、本当に大切な農地を、いろいろな思いをのみ込んでこの国のため、この地域のためということで土地を提供してくださった多くの地権者の方がいらっしゃるわけですから、そういう方々からすれば、そこに立派な道路ができて、もちろん環境は守られて、その上の空間がよりよいものとして、自分たちの子や孫の代まで使ってほしいという思いを強く持ってい

らっしゃいますから、そのための取り組みは国や東京都に、これはもう最大限の対応を求めていくというのが市のこれまでの姿勢でもありますし、今現在も、地元の皆さんの声も、後押しをいただきながら、我々も前面に立ってやっておりますので、その辺は大変重要な問題提起ですし、我々もそれを自覚していますから、三鷹市にとっての大きな負担を抱え込むというようなことは決してないような形で臨んでいきたいと思っています。

**【石井職務代理者】** 野村委員。

**【野村（羊）委員】** 環境ということでは、道路はできてしまえば本当に環境に与える影響は大きいですから、幾らふたかけしても排気等から何キロ分かの交通量、車の排気ガスがそこから、幾らフィルターを通したとしてもやはり出てくるものは出てくるわけだし、料金所があいていて、ランプで車が入り出して坂道を通っていく、そのさまざまなものでどうしても環境被害は出てくるので、その辺も、まちづくりはそういうことはあまり触れていませんが、いかに環境を維持するかということも、この中に、ご意見の中でPM2.5の測定をしてほしいというご意見もありましたが、そういうことをきっちり監視して測定するというのも、しっかりこの中に位置づけて、環境を維持するというのをぜひしていただきたいと思います。ありがとうございます。

**【石井職務代理者】** 栗原委員。

**【栗原委員】** 1つは、外環道路計画に基づく中央ジャンクションの上部利用の北野の里まちづくりの方針ですが、里の実現に向けたまちづくりのスケジュールということで、6ページにあります。実際に中央ジャンクションのふたがけ部分の整備に入ることができる段階というのはどういう段階なのかという点で危惧するところがあります。本道が全部くり抜けて完成した上での建設計画に入るとなると、まだこの道路計画に対して、必要ないと反対している方々も、当然全体の地域ではありますし、建設工事に入れる段階になるのかという点では心配するところです。何を心配するのかというと、この工事の現状が、このままとまってしまう状況が想像できるわけです。

ですから、北野のまちづくり方針ということで、ふたがけ部分ではなくてその周辺地域も範囲に含まれているわけですが、対応方針でも示されているように、建設期間中の対応を進めていく点で、北野の里構想の中で対応できる中身というものを具体的に進めることが必要だと考えます。

その点で、どの段階で進められるのかという点と、実際に上部空間に手をつけられない時期でのまちづくりの計画を、北野の里という地域を始点にしたまちづくりという点で、

対応方針にも含めた取り組みをする必要があると考えるのですが、その点についての所見を伺いたいと思います。

**【石井職務代理者】** 田口調整担当部長。

**【田口調整担当部長】** 今後のまちづくりに向けての進め方ということでございますが、6ページのスケジュールに示しております。一番下に本体工事の流れ、その上に北野の里のまちづくりということで、基本的には市としては供用開始の時点では、上部の整備もあわせて終わっているようなイメージで進めていくようにということで考えています。先ほど担当課長から申しあげましたように、今後その整備計画、そういったスケジュールも含めて、外環事務所のほうと調整しながら進めていくということで考えております。

**【石井職務代理者】** 栗原委員。

**【栗原委員】** まちづくりの整備計画はつくれても、実際に建設に入ることができるようになるのにはまだ不確定要素が強いと思います。北野の地域で、その周辺の三鷹の地域で考えても、日常生活では必要がないということでの負担感というのを強く感じている方が大勢いらっしゃいます。私も、この道路計画自体については必要ないと考えますし、整備する必要があるのかと改めて問いかけるものですが、進めている中でも、この工事が進められている中での、上部空間の計画に入らない段階で、その周辺の、市民生活を守る取り組みを、北野の里まちづくり方針の中でも、その周辺地域も含まれているわけですから、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

**【石井職務代理者】** 他にございますか。

それでは、質疑がないようでございますので、以上で日程第4についての質疑を打ち切ります。

次に日程第5、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）中間のまとめ」パブリックコメントの結果概要についての報告を受けます。

事務局、お願いします。小出課長。

**【小出まちづくり推進課長】** まちづくり推進課長の小出です。「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）中間まとめ」パブリックコメントの結果概要について、資料5のほうでご説明いたします。

9月の本審議会でご報告いたしましたが、東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京全体の第四次事業化計画を策定することとし、検討を進めてきました。

平成27年5月26日に都市計画道路ネットワークの検証における考え方や優先整備路線の選定における考え方の内容を示した「東京における都市計画道路整備方針（第四次事業化計画）中間まとめ」を公表し、6月30日までの35日間、東京都を一括窓口としてパブリックコメントを実施いたしました。

本日はパブリックコメントに寄せられた意見の概要をご説明いたします。

それでは1ページをごらんください。中間まとめについて、手紙や電子メールなどで155通、全体で419件と多くのご意見をいただきました。意見の属性は記載のとおりです。また、三鷹市民からは2通6件のご意見が寄せられております。

2ページをごらんください。1) 道路整備のあり方についてのご意見で、基本理念、基本目標の3つ目、集約型の地域構造に再編し、拠点内で完結する社会の実現を目指すことに賛同するご意見。また、5つ目、より効果的な道路整備は今後も必要としたご意見をいただきました。

3ページの2) 将来都市計画道路ネットワークの検証については、検証14「救急医療施設へのアクセス向上」の1つ目、高齢化社会を見据え、救急医療施設へのアクセス道路を優先とする意見に大いに賛同するご意見です。

5ページの6) その他では、整備方針のまとめの1つ目、23区と多摩地域をあわせて検討し、東京都と近隣区市との連携にも視点を置いているところは高く評価するご意見です。

また、7) 個別路線の要望については、2つ目、個別路線の廃止・見直しについてのご意見です。

今後、これらのご意見等を参考に、さらに検討を進め、平成27年12月末をめどに、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）案を取りまとめ、パブリックコメントを実施した上で、年度末に新たな整備方針を策定してまいります。

説明は以上です。

**【石井職務代理者】** 説明が終わりました。これより質疑並びにご意見等がございましたらお願いいたします。

野村委員。

**【野村（羊）委員】** 計画の見直しについてということで、今されたところで、いやいや、これはほかのところから来た意見だからでしょうけれど、具体的に、この整備方針について、三鷹市内の路線については具体的に内部で調整、希望等ということはしているの

かというのをまず確認したいと思います。たくさんある整備路線で、三鷹市としてはこれ優先、これは後回しでいい、みたいな、そういうことを東京都とちゃんと調整しているんですよということもまず1つ確認したいです。

そしてもう1つ、大きな道路として外環の2に地上部街路があります。杉並や武蔵野では話し合いの会をやっていて、武蔵野では必要ないということで市や議会でも言っているという状態になっていますが、三鷹ではこれは一切手がついていませんし、外環の2に地上部街路の計画線上に新築のおうちが建っているみたいなこともあって、本当にこれがどうなるのか。この整備方針の中でどのように取り上げられるのかというのは非常に危惧をしているところですが、これについてどのように対応していくのか、対応することになるのか、あるいは三鷹市として意見を言うのか言わないのかということについて確認したいです。お願いします。

**【石井職務代理者】** 小出課長。

**【小出まちづくり推進課長】** まちづくり推進課長の小出です。優先整備路線の選定に当たりましては、市といたしましても都市計画道路のひと路線、ひと区間ずつ、必要性の検証といったものを東京都と一緒にいながら、また市としての優先整備路線として必要な路線といったものを内部で協議して、東京都のほうにさらに協議をして、整備方針の策定に向けて今取り組んでいるところでございます。

また、外環の2については、従前より市民の皆さんの意見を聞きながら取り組むということをもうしておりますので、これにつきましても引き続き東京都のほうにはそのように申し伝えているところでございます。

**【石井職務代理者】** 野村委員。

**【野村（羊）委員】** 外環の2については市民の声でということですが、本当に、そこが都市計画道路になっていて、事業的には練馬で進められている状況にあるということをご存じなのかどうかというのが大変不安な状況があると思います。私自身は外環の2も必要ないと思っていますので、これはできないほうがいいので、これは路線としては廃止していただきたいと思いますが、武蔵野・杉並の動きも中止しなければいけません、だからその点も、どのように扱っていくのか。

一区間ずつ検証しているということですが、地域の皆さん、特に必要ないという声を上げていらっしゃる地域の皆さんの声が本当に反映されるのかどうか。それについては非常に危惧をするところがありますので、協議の途中を、それこそ市民の皆さんに中

間報告することは、困難かもしれませんが、できるだけ地域ごとに市民の皆さんとしっかりと協議をしていただきたいと思います。

**【石井職務代理者】** 栗原委員。

**【栗原委員】** 今回のパブリックコメントの結果ですが、個別路線の要望で、廃止・見直しが求められているというのが書かれております。外郭環状線道路計画絡みの都市計画道路の整備が必要だという市の、この間も報告されてきた部分があると思いますが、外郭環状線絡みでの都市計画道路に対しては、私は本当に地元の地域の要求から出た道路計画とはいえない、整備する必要はない路線だと考えるものです。都市計画道路が、外環の2も含めて、地域の声を反映させる見直しをぜひ進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**【石井職務代理者】** 他にございますか。

ないようでございますので、以上で日程第5についての質疑を打ち切ります。

以上で本日の、皆さんの協力を得まして報告事項を終了しました。ありがとうございます。

事務局、ほかに何かございますか。小出課長。

**【小出まちづくり推進課長】** 次回の都市計画審議会につきましては、来年の2月から3月ごろに開催の予定でございます。日程が決まりましたら、委員の皆様には開催通知を送付いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【石井職務代理者】** そういうことでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議をこれで終了いたします。長時間にわたりまして委員の皆さん、御苦労さまでございました。

— 了 —